

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人（養護教諭、スクールカウンセラー等）にも相談できます。もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の相談先に相談できます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

電話相談受付時間

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

※当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

「東京都教育委員会」 「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

右のQRコードで検索してください。



新宿局承認

158

差出有効期間
2024年3月
31日まで
(切手不要)

163-8001

434

東京都新宿区西新宿2-8-1

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
第三者相談窓口 行

※電話やメール以外の方法で相談したいときは、この手紙を使って相談することもできます。